

香川県食品ロス削減推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県における食品ロスの削減について、有識者や関係団体等の意見を聴くため、香川県食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

- (1) 県が食品ロスの削減に向けて実施する施策に関すること
- (2) その他食品ロスの削減に必要な事項
- (3) かがわプラスチック・スマート大賞の選定に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体・事業者の代表者
- (3) 市町の代表
- (4) その他知事が必要と認める者

(座長)

第4条 協議会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が職務を代行する。

3 座長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 協議会は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会が会議の全部または一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 座長は、前条第3項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、協議会の招集を行わず、書面その他の方法により代えることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)別表に規定する香川県産業廃棄物審議会委員の費用弁償に準じて支給する。ただし、特別な事情があるときは、別段の取扱をすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、香川県環境森林部循環型社会推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。